

地区	団地	管理	住宅番号	順位

県営住宅同居承認申請書(兼収入・家賃再認定申請書)

福岡県知事 殿

団地名: 県営住宅 \_\_\_\_\_ 団地 住宅番号 \_\_\_\_\_ 号

令和 年 月 日

(フリガナ)  
名義人: 氏名 \_\_\_\_\_  
(電話: - - - - -)

私の世帯の同居者として、下記の者の同居承認を受けたいので、次のとおり申請します。  
なお、承認の上は、福岡県営住宅条例及びこれに基づく指示を堅く守ります。

同・別	続柄	氏名	性別	生年月日				職業又は勤務先 (電話番号)	年間所得金額(円)			諸控除該当欄					裁量項目欄			
				元号	年	月	日		(給)	(年)	(総)	特扶	老配 老扶	障	特障	寡	ひとり親	障が い級	種類	級
本人又は同居者	本人		男・女	大・昭 平・令																
			男・女	大・昭 平・令																
			男・女	大・昭 平・令																
			男・女	大・昭 平・令																
別居扶養 (配偶者)			男・女	大・昭 平・令																
			男・女	大・昭 平・令																
同居 とする 者			男・女	大・昭 平・令																
			男・女	大・昭 平・令																
			男・女	大・昭 平・令																
同居しようとする者の現住所	〒	-				世帯全員	Tel	名	合計											

1 同居の理由 :

2 同居期間 : 年 月 日 から ( 年 月 日まで)

注1 本人、同居者及び同居しようとする者の収入を証する書類を必ず添付してください。

注2 名義人(申請者)と同居しようとする者の続柄を証する書類を必ず添付してください。

注3 同居の理由を具体的に明記してください。なお、申請者が退去等により、同居者が入居承認申請をした場合、同居承認日から一年未満の同居者への入居承認は承認できません。

審査基準日 年 月 日

年間所得合計額	同居(扶養)数 (人員-1)×38万	その他控除額 給与年金 (10万以下) (25万) (10万) (27万) (40万) (27万以下) (35万以下)	R R	→	裁量階層
円 -	円 - (	) = A A/12	収入月収	収入区分	人員-1

※この用紙は申請書ですので、ご記入の上、必要な添付書類と一緒に提出してください。

### 同居承認申請に必要な書類

※以下の1~4の全てと、ア~エのうち該当する添付資料を提出すること

添付書類		特記事項
1	現在の世帯全員の住民票	○続柄および筆頭者の記載がある住民票を提出してください。
2	同居しようとする者の住民票	○続柄および筆頭者の記載がある住民票を提出してください。
3	戸籍謄本	○親族関係を確認する上で必要になります。 (名義人と同居しようとする者の続柄を証明する書類)
4	市区町村の発行する最新の所得証明書または生活保護証明書	○本申請と同年度の収入申告において所得証明書を提出済み場合、再度の提出は不要です。 ○18歳以上の世帯員全員必要です。なお、18歳に到達後最初の3月31日までにある未就労の高校生を除きます。 ○生活保護証明書は管轄の福祉事務所が発行しています。
5	同意書	○「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」規定する暴力団員に該当しないことを警察に照会します。

該当事由	添付書類	備考
ア 給与所得の減少	①(1~5月においては)源泉徴収票の提出が必要です。 ②前年1月2日以降に就職(転職)した場合、勤務証明書が必要です。 ③前年1月2日以降に雇用形態の変更があった場合には、②に加え「労働条件通知書の写しまたは雇用契約書の写しのいづれか」も必要です。	源泉徴収票が手書きの場合は、会社の押印が必要です。 ①の場合、同居予定者は提出が必要です。また、収入が著しく減少した場合に提出します。 ②、③の場合には提出が必要です。
イ 事業所得の減少	①(1~5月においては)確定申告書の写しの提出が必要です。 ②前年1月2日以降に開業した場合、事業申告書と開業届の控えも必要です。	①収入が著しく減少した場合に提出します。 ②の場合には提出が必要です。
ウ 退職	○退職の場合は、「退職証明書、離職票の写し、雇用保険受給資格者証の写し、または源泉徴収票の写し(退職日記載あり)のうちいづれか」が必要です。なお、廃業の場合は、廃業届の写しが必要です。	
エ その他	○障害の手帳をお持ちの場合、その写しを添付してください。その他、控除を証する書類(源泉徴収票の写し、確定申告の控え、戸籍謄本等)を提出してください。	

#### その他(注意事項)

- ※ 家賃の未納がある場合は、申請手続きができませんので早急にお支払ください。
- ※ 同居しようとする者を含めて入居資格と同様の収入基準内であることが条件です。(収入基準を超過した場合は承認できません。)
- ※ 同居が承認されても、名義の承継については、同居が承認された日から1年以上経過しないとできません。